

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書〔標準書式〕

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
1	群馬県立 高崎高等 学校の一部	群馬県高崎市 八千代町二丁 目4番1号	管理棟1階	位置図1 ①	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)
			管理棟1階	位置図1 ②	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)
			管理棟2階	位置図2 ③	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)
			管理棟2階	位置図2 ④	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)
			理科棟東側	位置図3 ⑤	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)
			理科棟東側	位置図3 ⑥	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)
2	同上	同上	管理棟2階	位置図2 ⑦	2.5 m ² (1.5m×1.0m+1.0 m ²)

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付場所における回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議のうえ決定する。

※3 電子マネー対応型自動販売機、災害救援ベンダー機も可とする。

2 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ

おおよそ W1400mm×D950mm×H2000mm 以内

②デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

屋外に設置する自動販売機は、周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

(3) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に3個の割合で自動販売機脇に設置する。なお、詳細は落札者間で協議のうえ設置方法・台数及び使用済み容器の回収方法を決定する。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。また、教室等から出るペットボトル等の容器も区別することなく、すべて回収すること。回収ボックスのゴミ袋は設置者の負担とする。

④ゴミの回収方法

回収ボックスのゴミは、自社・他社製品、持ち込み等を問わず、毎日回収し、清潔さを保つように努めること。

またストックヤードのゴミも回収することとし、落札者間で協議のうえ回収方法を決定する。

その他学校から指示があった場合は、速やかに回収を行う。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、製品の詰まり・不備等の故障時、学校行事等による臨時補給などには即時対応する。

④販売物の補充は、授業中を避け、放課後等に行う。なお、文化祭期間中は、補充しない。その他、学校の指示に従うこと。

（授業時間 8:35～12:10、12:55～16:15）

4 販売商品の種類等

(1) 種類 物件1

茶系飲料、スポーツ飲料、果汁系飲料、スープ系飲料、コーヒー飲料、炭酸系飲料を必ず入れるものとし、野菜系飲料、乳性飲料、ミネラルウォーターについても販売を検討すること。ただし、炭酸系飲料は自動販売機1台につき、4本までとする。

物件2

①販売する飲料は全て紙パックとし、牛乳、乳飲料（乳酸菌飲料・乳性飲料）、果汁・野菜系飲料を必ず入れるものとする。

②飲料以外に、デザート類（ヨーグルト・プリン等）を必ず入れるものとする。

共通事項

①酒類、栄養ドリンク、エナジードリンクのようなカフェイン過多のものは、販売しないこと。

②販売商品の詳細内容、販売品の入替、変更等については、事前に学校と協議する。

- | | | |
|--------|-----------|---------|
| (2) 価格 | ①缶、ペットボトル | 定価の8割以下 |
| | ②紙パック等 | 定価の8割以下 |
| | ③デザート類 | 定価の8割以下 |

※ただし、著しい物価の変動等により価格改定の必要があるときは、両者協議のうえ改定を行うものとする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 売上実績の報告

必要に応じて、売上数量等の報告を行うものとする。

9 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県立高崎高等学校の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県立高崎高等学校の確認を受けなければならない。

11 自動販売機設置に伴う事故

群馬県立高崎高等学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

- (1) 群馬県立高崎高等学校の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県立高崎高等学校はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。